

## 平成19年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事録

- 1 開催日時 平成19年12月3日(月)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 15人
- 4 委員の出欠

### ■ 学識経験者

井手俊作(西日本新聞社論説委員会委員)(欠), 植木とみ子(福岡市総合図書館長)(出), 梅崎照行(福岡矯正管区第三部長)(出), レビン小林久子(九大法学部法学研究院教授)(出), 三輪潤一(福岡県警察本部生活安全部長)(欠), 野口郁子(元福岡市男女共同参画推進センター館長)(出), 藤江美保(成年後見センター・リーガルサポート福岡支部理事)(出), 長谷川浩二(福岡県精神科病院協会理事)(欠), 和田忠義(福岡家事調停協会会長)(出)

### ■ 弁護士

石田光史(欠), 松浦恭子(出)

### ■ 検察官

高口英徳(出)

### ■ 裁判官

濱崎 裕(委員長)(出), 坂主 勉(出), 有吉一郎(出)

### ■ オブ(説明用職員)

吉村哲郎(事務局長), 西野雅生(首席家裁調査官), 中川宏一郎(家事首席書記官), 松山哲(少年首席書記官), 中島隆介(総務課長), 石本昇司(主任書記官), 古賀昌美(書記官), 中川慶二(主任調査官), 牛尾真澄(家裁調査官), 柿澤俊子(家裁調査官)

- 5 議事の経過及び結果

- 1 議事の経過

- (1) 開会（委員長あいさつ，家裁委員あいさつ）
  - (2) 第1部「離婚時年金分割制度の説明及び家庭裁判所における手続について」
    - ア パワーポイントによる説明
    - イ 意見交換
  - (3) 第2部「家庭裁判所と児童虐待について」
    - ア パワーポイントによる説明
    - イ 意見交換
  - (4) 次回期日及びテーマについて
- 2 議事の結果（概要）
- 別紙のとおり

(別紙)

(1) 第1部「離婚時年金分割制度の説明及び家庭裁判所における手続について」

委員長：離婚時年金分割制度によって、離婚が増えるのではないかという報道がなされていたが、離婚訴訟、離婚調停及び年金分割の審判のいずれとも、当初予想したほどには、増えてはいないようである。

今、説明した離婚時年金分割制度について、質問のある方はいらっしゃるでしょうか。

委員：離婚時年金分割の申立てをされた方は、審判等で実際にはどのような割合で年金を分割されているのか。

裁判所：福岡家裁本庁の審判では、年金分割は、ほぼ、5対5の割合で分割されている。

委員長：審判事件の場合は、ほぼ年金分割の割合が5対5ということであるが、今後の様子を見なければならない。

また、調停事件については、話し合いであるので、諸々の状況から5対5以外の分割の場合もあるという状況である。

委員：私が以前離婚の調査をしたとき、妻はほとんど財産等何ももらっていない状況であった。追出し離婚という形である。

年金分割の申立てをしている方が、資料から見ると、ずいぶん少ないが、申立てをしていない方は、年金以外のものを財産分与か何かでもらっているのか。

裁判所：離婚調停の全体の総数には、厚生年金又は共済年金の加入者だけでなく、自営業者も含まれている。また、被用者年金に加入していても、分割を受ける実益のない若い人々も含まれている。

長期間にわたって、厚生年金又は共済年金に加入している人に

については、概ね年金分割の申立てがなされていると認識している。

委員：私は以前から、離婚する際は、協議離婚では終わらせずに裁判所で離婚手続をとった方が良いと言ってきた。

妻の年金分割を受ける権利を守るためにも、離婚時年金分割という制度について、裁判所も積極的にピーアールしてほしい。

裁判所：もちろん、こうした制度があることは、国民にピーアールしていく必要があると考えているが、年金分割を受ける際には、裁判所で手続を行う方法、公正証書を作成する方法、私署証書に公証人の認証を受ける方法があり、そこで定められた案分割合を前提に社会保険庁等で分割改定処分を行うので、必ずしも裁判所を利用しなければならないものではない。

年金分割を受けた方の割合は、社会保険庁のデータの方がより実態に近いものが出されていると思う。

委員：離婚時年金分割の制度について、離婚調停を申し立てる本人に周知しているのか。

裁判所：家事訟廷においては、調停等の申立ての際に、年金分割を希望するかどうか聞いているし、係属中の事件については、調停が成立する時点までに、年金分割をどうするか調停委員会が当事者に確認している。

委員：離婚後の女性の生活は大変である。

とりあえず、離婚してもらえれば良いという状況の中で、確実にもらえるものならば、手続をするけれど、そうでなければ請求までしないと考える人が多いと思う。

裁判所：離婚時年金分割を申し立てている人の数値は7.2パーセントだが、これは、離婚調停全体数に占める割合であり、申立が出来ない人も分母に含まれているので、実際に申し立てが出来る人の

みを分母とした場合は、この数値がもう少し高くなる。

委員長：調停の申立時や調停事件の係属中に離婚時年金分割の申立をするか否かの確認は今後も引き続き行っていきたい。

委員：DV等により、元妻が元夫と会いたくない場合、離婚時年金分割を請求する側の元妻は元夫と接触しなくても、元妻だけで手続きは終わられるのか。

裁判所：裁判所での手続は一方のみでは行えず、双方の関与が必要であるが、手続中の当事者間の暴力に対する配慮は十分行っている。

分割割合が決まってしまえば、受給手続については、分割を受けた者が社会保険事務所等において、単独で手続を行うことができる。

委員：法律婚をしている夫が、他の女性と事実婚をしている場合で、夫の年金を取り合う形になるケースもあると思うが、このような場合どうなるのか。

裁判所：夫の年金記録を事実婚の配偶者に分割するのか、法律婚の配偶者に分割するのかと言う問題は、結局国民年金法上の第3号被保険者を誰にしているかの問題である。当事者が被扶養者についてどういう届出をしたか、それについて、社会保険庁長官がどういう判断をしたかということである。日本の法律のシステムでは、事実婚と法律婚の両方に分けることは想定していないので、どちらかに分けるしかない。基本的には、事実婚の配偶者が第3号被保険者になっていれば、その期間はその人に分けることが可能となる。

委員：法律婚の共働き夫婦間で分割請求が出来る場合において、夫がこの妻と別居中であり、第3号被保険者である事実婚の妻がいるというケースでは、法律婚の解消よりも事実婚の解消が先になさ

れると、法律婚の配偶者が知らないうちに、事実婚の配偶者が年金分割を受けていたということも考えられる。

委員長：年金分割対象者の競合が予想される場合、裁判所は慎重に判断する必要がある。

次に、離婚時年金分割の割合は原則5対5でやっているが、分割を求められている側からの主張はどのようなものがあるのか紹介されたい。

裁判所：対象期間の中から除外してもらいたいものとして、別居中の期間や共働きの期間、つまり、それぞれ第2号被保険者であった期間を考慮してほしいというものがある。

離婚時年金分割の制度を誤解されているものとしては、婚姻前の期間を除外してほしいというものもある。また、婚姻期間の種々の不満を考えて、按分割合を低くしてほしいというものがよく見られる。

若い夫婦の年金分割において、今分割しても、分割を受けた側が将来年金受給資格を得られるかどうかわからないから分割を受ける利益がないという主張もあった。

## (2) 第2部「家庭裁判所と児童虐待について」

委員長：次に、児童虐待の問題に対する家裁関与のあり方について議論していきたい。

委員：児童虐待の問題は、保育園や学校で一番最初に気づくものであるが、児童相談所がなかなか間に入れない。

また、親が子供の問題を抱えこんで、子供を外に出さないため、登校拒否という結果になる場合がある。

親が子供を外に出さないということは、ネグレクトという問題も含んでいることがある。

そのような状況を踏まえて、平成20年から施行される改正により、児童相談所において臨検が出来るような措置がとられたと理解している。

児童虐待などの問題のある子供は、入所施設にいる間は落ち着いて生活しているが、親が迎えにきて入所施設を出て元の生活に戻ると生活が乱れ、犯罪に走る場合もある。

このようなことが分かっているにもかかわらず、児童相談所長は母親が迎えに来れば、断ることが出来ない。いざとなれば、児童相談所を家庭裁判所が法律で守ってくれるということをアピールしてくれれば、児童相談所も介入しやすくなるのではないか。

裁判所：家庭裁判所に権限があるのは分かっているが、不登校の問題は様々なケースがあり、親自身が成熟しておらず、子供を育てる余裕がないことから生じるケースも少なくない。

さらに、児童福祉法27条の同意は、親のプライドがあって同意を得られないことも多いのではないか。

このようなことから、親に対する教育も必要ではないかと考える。

委員：不登校などの問題について、親に対する教育が必要であるという事は教育界においても関心を持っているところであるが、家裁も一緒にアピールを行ってほしい。

委員：今日発表があったものの外、様々な形で児童虐待が行われていると思う。家庭裁判所にも色々と問題が持ち込まれているはずである。親権者変更や特別養子縁組等を取り扱う中で、養育環境に問題があるものにも接しているのではないか。そのような中で、児童虐待防止法の通告を家庭裁判所がしたことはないのか。家庭裁判所としては、審理等を行う中で、児童虐待の事例が判明した

場合には、通告すべきではないのか。心理的虐待というのは、子供がいる家庭でのDVをも含むものである。調停委員の方々に対し、調停の中でそのような状況を見抜くような技術を身につける研修を充実させて行ってほしい。

また、調停の中で、児童虐待の事実が分かれば、調停委員の先生から通告してほしい。

委員：児童虐待防止法の通告を夫婦関係の調停の中で行うとなると、公平性を欠くとの批判を浴びかねず、実際上は、困難ではないか。

委員：家庭裁判所が行う児童虐待防止法の通告は、相手を犯罪者扱いするものではなく、その家庭の新しいスタートと考えるべきだと思う。

委員長：様々な意見を頂戴したが、当裁判所としても多角的に検討したい。

委員：離婚などの調査の場合、DV等で虐待されている妻が、実は子供を虐待している場合がある。DVを涙ながらに相談する親の子供がとても緊張している。このような場合、子供の気持ちをどのように聞き取っているのか。

裁判所：子供が直接的に虐待の事実を訴えたり、説明したりすることは、ほとんどなく、うまく表現することも出来ないことが多い。

調査においては、いきなり子供の調査をするようなことはしていない。父母の紛争の経緯、DVの実情、子供の生育歴や日常行動、子供の置かれている状況等を把握した上で、その心情に配慮しながら、慎重に調査をしている。

裁判所：家庭裁判所の役割の中で出来る範囲は決まっているので、専門的な部分に絞って調停をやっていく必要がある。例えば、夫婦関係調整の調停の中で、極端な場合は別にして虐待を見つけるのは難しいと思う。

しかし、家庭裁判所としても出来るだけのことはしたい。

委員：ニューヨークで調停委員をしていたが、ニューヨークでは、調停の中で家庭内暴力が分かった時点で調停をやめて、警察に知らせなくてはならない。

委員：調停委員も児童虐待があれば配慮しているが、何もかも家庭裁判所が背負うのは難しい。結局いろいろな機関とも連携していく必要性があるのではないか。

委員長：活発な議論ありがとうございました。意見も出尽くしたようなので意見交換について終了いたします。

(3) 次回期日及びテーマについて

委員長：次回期日については平成20年6月9日(月)1時10分開始とし、テーマは「模擬少年審判」及び「裁判員制度の実施に向けた準備状況」としたいがいかがか。

委員全員：異議なし。